

令和3年度山梨県町村職員統一採用試験における 新型コロナウイルス感染症等への対応について

山梨県町村職員統一試験実施委員会
〒400-8587 甲府市蓬沢一丁目15-35
山梨県町村会内（山梨県自治会館2階）
電話055-235-3228（代表）

山梨県町村職員統一採用試験を受験される方は、次の点に留意してください。

1 新型コロナウイルス感染症に罹患している（おそれのある）方について

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、以下の方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、**当日の試験を控えていただくようお願いします**。また、試験日の1週間程度前から、検温を実施するなど体調の変化の有無を確認し、体調管理に努めていただくようお願いします。

- ①新型コロナウイルス感染症のPCR検査等により陽性判定を受け、試験当日はまだ療養が終了していない方
- ②保健所により、感染者の「濃厚接触者」と診断され自宅待機を支持されており、試験当日はまだ解除されていない方
- ③海外（すべての国・地域が対象）から帰国・入国された方で、試験当日、帰国・入国の次の日から起算して14日間経過していない方

※なお、これを理由とした欠席者向けの再試験の実施は予定しておりません。

2 マスクの着用

試験当日は、感染予防のため、**マスクを常に正しく着用するようお願いします**。なお、試験時間中の写真照合の際には、試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただきます。

3 手指消毒の実施

試験会場には、手指消毒用アルコールを設置しますので、試験室の入退出時にこまめに手指の消毒をお願いします。また、携帯用の手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。

4 受付時の受験者間の距離の確保及び検温の実施

試験当日の受付時や試験室への入退室時に混雑する場合があります。混雑を避けるため、受験者間の距離を確保するとともに、係員の指示に従ってください。

また、試験当日に全受験者の方に非接触型の体温計による検温を実施します。

実施時に、発熱等が認められた場合には、別室にて健康状態等を確認させていただき、新型コロナウイルスの感染が判明しない方であっても、当初の受験室とは別の部屋での受験をお願いする場合があります。

5 試験室の換気

試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。衣服で温度調節ができるよう準備をお願いします。

6 休憩時間について

休憩時間には、他者との会話や接触を極力控えてください。また、他の試験室や建物には入らないでください。

7 体調変化について

受付終了後、発熱や咳等の症状が出た場合には、別室にて健康状態等を確認させていただき、別の部屋での受験をお願いする場合がありますので、試験員に申し出て、指示に従ってください。

また、試験中に激しく咳き込むなど、他の受験者に影響があると試験員が判断した場合には、他の受験者への配慮として、別の部屋に移動しての受験をお願いする場合がありますので、試験員の指示に従ってください。

8 試験終了後について

試験終了後に新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合には、速やかに山梨県町村職員統一試験実施委員会（電話番号：055-235-3228）までご連絡ください。

9 インターネットによる申込み（一部事務組合を除く。）

受験申込みに当たっては、新型コロナウイルス感染症を予防するため、なるべくインターネットを利用した「やまなしくらしねっと電子申請サービス」での申込みをお願いします。なお、東山梨行政事務組合、峡南広域行政組合、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合及び峡北地域広域水道企業団については、インターネットによる申込みはできませんので、持参又は郵送での手続きを行ってください。

10 その他

上記のほか、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、試験に関して緊急のお知らせがある場合には、山梨県町村職員統一試験実施委員会（山梨県町村会）ホームページ（<https://www.ya-chos.gr.jp/>）でお知らせしますので、必ずご確認ください。